

【藤岡市】福祉用具購入費受領委任払における申請手順

購入する福祉用具、販売業者が決定

事前申請

介護保険課に対し、下記書類を提出する

1. 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費受領委任払申請書【様式第1号】
2. 当該福祉用具のパンフレットの写し
3. 当該福祉用具の見積書
4. 当該福祉用具販売業者が作成する同意書【様式第2号】

審査

介護保険課より被保険者・ケアマネージャーに対し審査結果を通知（連絡）する
通知：福祉用具購入費受領委任払決定通知書【様式第3号】

福祉用具購入

福祉用具購入時、販売業者に購入費の1割～3割分（自己負担分）を支払う

1割～3割分（自己負担分）とは

- ・対象購入費が10万円以下の場合、対象購入費に90%～70%を乗じて得た額（小数点以下切捨て）を対象購入費から減じて得た額のこと。
- ・対象購入費が10万円を超える場合には、総支払額から9万円～7万円を減じて得た額のこと。

支給申請

介護保険課に、福祉用具購入費の支給申請をする

1. 介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費受領委任払支給申請書【様式第4号】
2. 被保険者が支払った自己負担分の領収書
3. 当該福祉用具のパンフレットの写し
4. 介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費受領委任払請求書【様式第5号】
5. 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費受領委任払に係る委任状【様式第6号】

審査・振込

審査結果を通知し、請求書に記載された販売業者の口座に9割～7割分を振り込む（2ヶ月以内）

